

令和4年度小田原市地域経済振興戦略ビジョン策定基礎調査業務委託 仕様書

1 件名

令和4年度小田原市地域経済振興戦略ビジョン策定基礎調査業務

2 業務の内容

本業務は、小田原市が地域経済の経営理念として平成23年度に策定した小田原市地域経済振興戦略ビジョン（以下、「戦略ビジョン」という。）が令和4年度をもって計画期間が終了するため、新たな戦略ビジョンを策定するための市内経済の動向調査や分析を行う。

3 業務範囲

基礎調査実施及び分析

4 業務要件

業務範囲について、最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に選定事業者協議の上、決定していく。

(1) 基礎調査（アンケート調査）

市内の経済活動の動向を把握するための、基礎調査を実施すること。

(2) 市内の経済活動の動向分析

市内の各産業の概要、雇用状況などを経済センサス等の統計調査をはじめとした国、県、民間事業者のデータを活用し、分析するとともに課題を抽出すること。

(3) 先進事例の収集

全国の先進的な取組から本市に活かせる取組を収集すること。

5 業務実施報告

業務実施報告については、次のとおりとする。

(1) 中間報告

本業務の中間報告を令和4年（2022年）8月31日までにを行うこと。なお、報告の内容については、協議の上、決定する。

(2) 成果物の納期

本業務完了時に、次の成果物を市へ提出すること。なお、成果物の納期は令和4年（2022年）9月30日とする。

① 業務完了報告書（任意書式）

② 基礎調査・経済動向分析結果報告書 100部（フルカラー）

③ 経費明細書

④ 上記の電子データが格納されたCD又はDVD

※提出物については、業務を遂行していくなかで変更が生じる場合がある。

※電子データは、Windowsで確認できるMicrosoft Office（Word, Excel等）によるものとする。

6 その他

(1) 打ち合わせ等について

本業務の遂行に必要な打ち合わせ又は協議については、原則、市庁舎内で実施する。

(2) 業務の再委託

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

(3) 地域貢献

受託事業者は、業務の再委託や物品調達等において、市内事業者を優先的に活用するよう努めること。

(4) 業務成果の帰属等

ア 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市へ帰属するものとする。

イ 著作権の処理

本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。